

人権学習会



あなたは

サン・グループ事件を知っていますか？

この笑顔をいつまでも…

ヘルパーの支援を受けながらホームで暮らす
たぐさんのことを知り自分の暮らしを築く
時につらいこともみんなで乗り越え、いつも
笑顔は大切なコミュニケーションになる

滋賀サングループ事件は、多数の知的障がいのある人を雇用する会社において、まともな衣食住すら与えられない貧しい環境の下で残虐な虐待行為が繰り返されたり年金を横領された非道な事件。労基署や福祉事務所はこれを支援し、警察は度重なる「不審死や虐待を放置してきた。

2003年3月24日、大津地裁における裁判は、加害者はもとより同や県の責任をも認めた判決となり、「ほぼ全面勝訴」と言える内容だった。知的障がいの人たちが巻き込まれた事件で同や県の責任を認めた判決はめずらしい。その陰には、弁護団と家族・関係者が人としての権利を手にするために「心をつなぐ」熱い思いがあった。

◆講演演題 権利をつかむためには「心をつなぐ」こと

…滋賀サングループ事件の闘いから学ぶ…

◆講師：田中幹夫弁護士（サングループ事件弁護団長 田中幹夫法律事務所）

◆日程：2007年 3月10日（土） 13:30～ ほっと活動報告
14:00～ 田中弁護士講演会
16:00 終了予定

◆場所：広島市東区地域福祉センター 3F 大会議室
広島市東区東蟹屋町9番34号

◆資料代 1000円（福祉協会・就労振興センター加盟団体関係者は無料）

◆主催：広島人権擁護センターほっと 広島県知的障がい者福祉協会
広島県就労振興センター 協力：きょうされん広島県支部

お問い合わせ

安芸高田市向原町長田1841 ひとは作業所 (0826)46-2960

広島市東区戸坂南1丁目27-2 きつつき共同作業所 (082)229-7005

広島人権擁護センター ほっと ホットライン (050)3014-5983